

取引高税率課税に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年二月二十一日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

取引高税率課税に関する質問主意書

- 一、税務署は五十円以下の商品取引を行わない商業の正直なる商人が取引高税の印紙を使用して完納してあるのに更に高率の追徴取引高税額を決定し、納税用紙で追加納税を強要してあるが、しかば百分の一の取引高税は二%、三%、五%となるが政府はこの間課税を何故やらせるか処見を問う。
- 右質問に対し御答弁を求む。